

議第77号

令和8年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和8年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,000千円を補正し、歳入歳出それぞれ341,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第2条 市債の補正は、「第2表市債補正」による。

令和8年7月13日提出

京都市長 松井孝治

提案理由

前年度の歳入歳出差引歳入不足額の繰上充用に要する経費等を補正する必要があるので提案する。

2 母子父子寡婦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 繰入金		千円 54,944	千円 21,000	千円 75,944
	1 一般会計繰入金	54,944	21,000	75,944
2 繰越金		81,428	△ 81,428	0
	1 繰越金	81,428	△ 81,428	0
3 諸収入		222,628	428	223,056
	1 貸付金元利収入	166,693	428	167,121
4 市債		0	42,000	42,000
	1 市債	0	42,000	42,000
歳入合計		359,000	△ 18,000	341,000
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 304,581	千円 △ 18,000	千円 286,581
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	304,581	△ 112,000	192,581
	2 前年度繰上充用金	0	94,000	94,000
歳出合計		359,000	△ 18,000	341,000

第2表 市 債 補 正

起 債 の 目 的	限 度 額			起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	千円 0	千円 42,000	千円 42,000	消費貸借の方法 による。	% 無 利 子	母子及び父子並びに寡 婦福祉法第37条第2項 から第7項までに定め るところによる。